

議会改革検討委員会会議録

令和3年11月30日

本日の会議に付した事件

○協議事項

委員長の互選について

○協議事項

副委員長の互選について

議席の指定について

今後の進め方について

次回の開催日程について

出席委員（7名）

委 員 長	加 藤 仁 司 君
副 委 員 長	安 野 裕 子 君
委 員	田 中 利 恵 子 君
委 員	俵 鋼 太 郎 君
委 員	楊 隆 子 君
委 員	篠 原 弘 君
委 員	鈴 木 紀 雄 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	向 笠 勝 彦
副 事 務 局 長	室 伏 正 彦
議事調査担当課長	有 泉 三 裕 紀
副 課 長	高 橋 洋 子
主 任	城 戸 寿 之
書 記	橋 本 昇

[議題]

(1) 委員長の互選について

大川議長から出席委員中の年長委員である鈴木紀雄委員を紹介し、鈴木紀雄委員が臨時委員長となり委員会を開会した。鈴木紀雄臨時委員長が委員長の互選方法を諮ったところ、田中委員から「指名推選で決定を」との発言があり、全員がこれに同意した。

次に、候補者について篠原委員から「加藤委員を委員長に」との発言があり、鈴木紀雄臨時委員長がこれを諮ったところ、全員が同意した。

[議題]

(1) 副委員長の互選について

加藤委員長が副委員長の互選方法を諮ったところ、俵委員から「委員長の指名で」との発言があり、全員がこれに同意した。

次に、候補者について、加藤委員長が安野委員を副委員長に指名し、これを諮ったところ、全員が同意した。

(2) 座席の指定について

座席の指定については、別紙のとおり決定した。

○委員長【加藤仁司君】

協議事項(3) 今後の進め方についてを議題と

いたします。

ここで、進め方の協議に入る前に、今後、この議会改革検討委員会を開催していくに当たりましての確認(1点)と協議(4点)をさせていただきたいと存じます。

確認につきましては、「議事の取扱いについて」でございます。

協議については、1点目が「本委員会の傍聴について」、2点目が「市議会ホームページによる委員会の事前周知について」、3点目が「委員会議事録・映像配信の取扱いについて」、4点目が「代理議員の出席について」であります。

はじめに「議事の取扱いについて」を確認したいと思います。

委員会開会前の議長挨拶でも触れられておりましたが、先の代表者会議において「会議規則、委員会条例等を準用すること」が確認されておりますので、本委員会は「任意の委

員会」ではございますが、法定の委員会に準じた形、これは会議規則、委員会条例等を準用するというので、議事を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、協議であります。

まず「本委員会の傍聴について」を御協議いただきたいと存じます。

委員会の傍聴につきましては、「議会運営委員会申合せ事項」の「36 委員会の公開（傍聴）について」におきまして、「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、傍聴希望者にこれを公開する」として規定しております。

本委員会は、「任意の委員会」ですが、これに準じた形で公開することでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、本委員会の傍聴につきましては、「今後、すべての会議において、傍聴を許可する」ということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、本委員会の傍聴については、そのように取り扱ってまいります。

次に、「市議会ホームページによる委員会の事前周知について」を御協議いただきたいと存じます。

現状、常任委員会と特別委員会につきましては、会議の日程や議題が決定しますと、市議会ホームページも掲載し、市民等に周知しておりますが、いかがいたしましょうか。

とりあえず、3点ほど提案いたします。

「今後、全ての会議において、周知する」、「状況に応じて、その都度周知する」、「周知は許可しない」、この3つの中から選んでいただくような形になりますが、先ほど、「今後、すべての会議において、傍聴を許可する」となりましたので、「今後、全ての会議において、周知する」という方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、御異議もございませんので、市議会ホームページによる委員会の事前周知については、そのように取り扱ってまいります。

次に、「委員会議事録・映像配信の取扱いについて」を御協議いただきたいと存じます。

現在、常任委員会の議事録については、全文記録で作成しており、会議資料も含め市議

会ホームページで公開しています。

また、委員会映像については、議会関係例規集の「委員会映像配信の実施について」において、「4 映像配信をする委員会」として、その対象を法定の委員会のほか、「議長が映像配信を必要と認める委員会」とするとともに、映像配信の種類としては、「ライブ映像及び録画映像配信とする」との規定を踏まえ、常任委員会についてはYouTubeによる映像配信を行っています。また、録画映像の配信期間については、「委員会終了時から議事録がホームページに公開されるまで」とされております。

つきましては、相互に関連してきますが、「市議会ホームページにおける委員会議事録の掲載の取扱い」と「委員会の映像配信の取扱い」について、御協議いただきたいと存じます。

言葉だけだと分かりづらいかもしれませんが、市議会ホームページへの議事録掲載については、掲載するか掲載しないかです。

また、映像配信（YouTube）については、1番目が「配信する（ライブ配信のみ）」とするものです。これは現在の議会運営委員会の扱いと一緒です。

それと2番目が「配信する（ライブ配信と録画映像配信）」、そして、この録画映像配信の期間は、「その会議の議事録が公開されるまでの間」とするものです。

3番目は「配信する（ライブ配信と録画映像配信）」、ただし、この録画映像配信の期間は、「委員会の全協議が終了するまでの間」、これは答申という形になるかと思いますが、それまでの間とするものです。

そして、最後に4番目として「配信しない」です。

このような選択肢があります。

○委員【俵 鋼太郎君】 事務局に確認なのですが、議員傍聴については、今までどおり、コロナ禍で傍聴自粛を要請されるのですか。

○議事調査担当課長【有泉三裕紀君】 委員会に準じますので、12月定例会におきましても、委員会におきましては新型コロナウイルス感染症感染防止対策を続けてまいります。ですので、基本的には、議員の傍聴はライブ配信等で対応していただく形式をとります。

○委員【俵 鋼太郎君】 そういうことであれば、ライブ配信はせざるを得ないということですね。そうしたら、ほかの委員会と同じような取扱いをせざるを得ないのではないですか。

○委員長【加藤仁司君】 ただいま、俵委員からは、ほかの委員会と同じと

ということでしたが、これ録画映像配信にするか否かが、議会運営委員会と常任委員会とで違っていますので、ライブ配信だけにするのか、それとも録画映像配信という形で、あとも見れる形にするのか。そこら辺で何かございますでしょうか。

○委員【俵 鋼太郎君】 内容がどのように転ぶか分からないのだけれども、議会としてのリスクを減らすというのであれば、ライブ配信のみということで私はよろしいのではないかと思います。

○委員長【加藤仁司君】 俵委員のほうは、ライブ配信のみでいかがかということがあります。ほかの委員はいかがでしょう。

○委員【田中利恵子君】 基本的に、映像配信も、ホームページに議事録を掲載することにも賛成です。それと映像配信なんですけれども、これはライブ配信も録画映像配信も、どちらか一方を実施するか実施しないか、しないという理由が見当たらないので、映像配信については、ライブ配信も録画映像配信も行うということによろしいのではないのでしょうか。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 田中委員のほうからは、配信期間については触れられなかったのですが、とりあえず、先ほど、私のほうから2案出していますが、いかがでしょうか。

○委員【田中利恵子君】 先ほど、委員長からお話もありました2つ目の、要するに、「その会議の議事録が公開されるまでの間」ということによろしいと思います。

○委員長【加藤仁司君】 田中委員については、ライブ配信は行くと、それと録画映像配信の期間は、「その会議の議事録が公開されるまでの間」ということでしたが、それでよろしいですか。

○委員【田中利恵子君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 ほかにいかがですか。

○委員【鈴木紀雄君】 今、田中委員がおっしゃられた形で結構かと思えます。

○委員長【加藤仁司君】 とりあえず、今、お二人の委員のほうから、ライブ配信は行う。そして、録画映像配信については、「その会議の議事録が公開されるまでの間」でよいのではないかという御意見がありますが、いかがでしょうか。

○委員【篠原 弘君】 私も、ライブ配信と録画映像配信を行うというこ

とで、議事録が掲載された時点で止めるということで、基本的には田中委員と鈴木紀雄委員と一緒にございます。

○委員【楊 隆子君】 私も、田中委員と同じ、皆さんと同じで、ライブ配信と録画映像配信を行う。そして録画映像配信については「その会議の議事録が公開されるまでの間」ということでよいと思います。

○委員長【加藤仁司君】 安野副委員長はいかがですか。

○副委員長【安野裕子君】 私も皆さんと同じ意見です。

○委員長【加藤仁司君】 皆さんから御意見をいただいた中で、「ライブ配信のみ」が1会派で俵委員。あとは、ライブ配信と録画映像配信を行い、その配信期間については「その会議の議事録が公開されるまでの間」というのが、俵委員以外の皆さんということなのですが、俵委員、いかがですか。皆さんの方向で。

○委員【俵 鋼太郎君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、特に挙手は求めませんが、まず、市議会ホームページへの議事録掲載については「掲載する」ということ。そして映像配信、これYouTubeについては、「配信する（ライブ配信と録画映像配信）」、そして配信期間については、「その会議の議事録が公開されるまでの間」ということでございますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいりたいと思います。

なお、委員会の映像配信については、「議長が映像配信を必要と認める委員会」について、これが許可されるものですが、これは議長のほうに確認させていただきますが、本委員会について映像配信をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長【大川 裕君】 許可いたします。

○委員長【加藤仁司君】 議長から許可をいただきました。

それでは、次の議題である「今後の進め方について」から、映像配信（YouTube）をしてよいかということでございます。ここまで間は映像配信をしておりません。ただ、ここで議長から許可をいただきましたので、協議関係が終わってから、次の議題の「今後の進め方について」から、映像配信（YouTube）をするということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御意見ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、「代理議員の出席について」を御協議いただきたく存じます。

当然のことながら、委員会には、原則として委員に出席をしていただきます。

しかしながら、代表者会議、議会運営委員会等では、会派からの意見を聴取する必要がありますことから、代理議員の出席を認めておりますが、本委員会についてはいかがいたしましょうか。

○委員【田中利恵子君】 代理議員の出席を認めるということでよろしいと思います。

○委員長【加藤仁司君】 ただいま、田中委員のほうから、「代理議員の出席を認める」という御発言がございましたが、このような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、代理議員の出席については、そのように取り扱ってまいります。

ここから、映像配信を開始いたします。

それでは、ここで配信処理を始めてください。

〔映像配信開始〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、本日開会しております議会改革検討委員会でございますが、本委員会は「任意の委員会」ではありますが、先ほど、「会議の傍聴」とともに「映像配信」の取扱いについて御協議いただいたところ、「映像配信を行う」ということで決定をいただきましたので、映像配信を開始いたします。

それでは、改めて、協議事項（3）今後の進め方についてを議題といたします。

今後、本委員会を進めていくに当たり、まずは、議長から、本委員会への諮問事項及び本委員会の活動の考え方について、御説明いただきたく存じます。

○議長【大川 裕君】 それでは、私から、「本委員会への諮問事項」、「議会改革検討委員会を進めるに当たっての基本的な考え方」及び「委員会の活動の考え方」について述べさせていただきます。

まず、本委員会への諮問事項について御説明いたしますので、お手元の資料1を御覧ください。

資料1は、私から議会改革検討委員長宛ての諮問の文書でございますので、諮問事項は資

料記載のとおり全部で17項目となっております。

次に、資料1の別紙を御覧ください。

こちらは、冒頭に、諮問事項を「区分」及び「案件名」で整理したものを記載するとともに、次ページからは、各諮問事項（全17項目）について「提案者」「案件名」「提案理由」及び「概要説明」を記載したものとなっております。

なお、全17項目のうち、議長提案のものについては、「案件1 議員定数について」、「案件13 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について」及び「案件14 議員提案政策条例の体制づくりについて」の3項目となっております。

残る14項目については、代表者会議によるものが1項目（案件4）、会派提案によるものが13項目となっております。

諮問事項については、以上です。

次に、議会改革推進委員会を進めるに当たっての議長としての基本的な考え方について、お話をさせていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

まず、「1 改革の目的」ですが、こちらについては、議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すものでございます。

次に、「2 改革の方向性」でございます。

(1)から(6)の項目は、平成25年4月1日に施行された議会基本条例の条文における「議会の活動原則」により、「努めるもの」あるいは「目指すもの」として掲げられている内容になっておりますので、こちらを引用させていただきました。

次に、「3 組織」及び「4 検討期間」につきましては、先の代表者会議で御決定いただいた内容となっております。

資料の裏面になりますが、「5 検討項目（例示）」でございます。

こちらにつきましては、資料1でお示しした諮問事項を、先ほど御説明した議会基本条例の条文における「議会の活動原則」に応じて、項目別に分類したものであります。

私は、去る5月臨時会での議長就任挨拶において、時代に即した効率的な議会に向け、「シン・ギカイ」というキーワードを掲げさせていただきました。「シン・ギカイ」の「シン」につきましては、カタカナの「シン」としてお示しさせていただき、「シン」という音を持つ漢字を引き合いに、「新しい」、「進んだ」、「信頼される」、「親しみ」のある議会を目指していきたいと、決意の一端を申し上げさせていただいたところです。

目指すところは、皆様と同じではあるかと思いますが、御協議のほど、改めて、よろしく願いいたします。

「基本的な考え方」につきましては以上でございます。

次に、本委員会の活動の考え方についてお話させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

先ほどの資料と内容が重複する部分もございますが、ひとつおり御説明させていただきます。

「1 目的」につきましては、冒頭でも述べさせていただきましたが、議会基本条例において、本市議会が目指すもの、努めるものである、「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」及び「市民に分かりやすい議会」について、「行政監視機能」及び「政策立案機能」の一層の強化を図るとともに、「市民に開かれたより透明性の高い運営」を確立するため、本市議会の諸課題について、広範かつ詳細な検討を行うことを目的として設置するものでございます。

次に、「2 委員」でございますが、会派の代表者または都合によりそれにかわる方をお願いをいたしました。委員構成については、お手元の名簿のとおりでございます。

次に、「3 設置期間」でございますが、本日、令和3年11月30日から協議終了までといたします。

次に、「4 所管事項」でございますが、広く議会の意見を取りまとめ、議長あて答申及び提言をお願いするものでございます。

具体的に申し上げますと、（1）調査検討事項として記載してございますが、「ア 議長から諮問された事項」及び「イ その他議会改革を推進するために必要な事項」を、本委員会の所管事項とするものです。

次に、「5 実効性の確保」でございますが、本委員会は答申及び提言はできるだけ具体的な方策をお示しいただき、答申及び提言内容の実効性が確保されますようお願いしたいと存じます。

次に、「6 作業スケジュール」でございますが、こちらについては正副委員長と調整した後、別途皆様にお示ししたいと考えております。

次に、「7 調査検討事項の委任」ですが、本委員会で実施を決定した事項の具体的な方法等につきましては、必要に応じて各種委員会へ、その検討を委任することができるも

のとするものです。

例えば、諮問事項に「本会議及び委員会」として「全ての会議における一問一答方式の採用について」といった項目がございますが、詳細な部分につきましては、議会運営委員会に委任し、具体的な方法を検討していただき、委員会で検討した結果を、本委員会が最終的に取りまとめ、答申していただくといった場合を想定したものでございます。

最後に、「8 調査検討事項の取りまとめ」ですが、令和4年10月までに最終答申を含む取りまとめ結果を報告していただきたいと思っております。ただし、速やかに実施すべきもの、予算措置が必要なものなどにつきましては、必要に応じて中間答申を行っていただきたいと思っております。具体的に申し上げますと、令和5年度当初予算で要求すべき事項、また、早急に取り組むべきと決定した事項については、中間答申を行っていただきたいと思っております。

以上、「諮問事項」、「委員会を進めるに当たっての基本的な考え方」及び「委員会活動の考え方」について御説明をいたしました。委員の皆様には、幅広い視点から積極的に議論・調査・検討を行っていただき、本市議会の議会改革について検討していただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 　　ただいま、議長から説明がありました。

御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 　　それでは、御発言もありませんので、議事を進めたいと思っております。

先ほど、議長より諮問事項及び本委員会の活動の考え方について説明をいただいたところです。

本日、正副委員長の互選も行われたばかりでありますので、一度、正副委員長の方で、各諮問事項を取り巻く状況について整理をさせていただきたいと思っております。

つきましては、本日は具体的な協議までは行わず、後日、改めて具体的な協議の場を設けさせていただければと考えております。

その際、諮問事項項目について、法的な位置づけや、従前での検討経緯などを加えた資料を作成し、皆様にこれを提示した上で、諮問事項全てについて具体的な協議を行うのか、また前回の議会改革推進委員会の際のように、必要に応じて他の委員会

に具体的協議を委任するのかなどについて御協議をいただきたいと思いますが、このような進め方ということで、よろしいでしょうか。

○委員【田中利恵子君】 確認させていただきます。

各会派から、こういうふうな議会改革の検討をという提案がされたわけですから、全てにおいて議論を尽くすというのが、基本的によいと思っているのです。その上で、先ほど、議長からの御説明の中にもありましたけれども、例えば、この項目については、さらに議会運営委員会にお願いしたらどうかと、こういうふうなことで進めていっていただきたいと思うのですが、そういうような理解でよろしいでしょうか。

○委員長【加藤仁司君】 田中委員がおっしゃったように、議長からの「議会改革検討委員会の活動の考え方」の中でも、このことが含まれておりますので、こういった進め方でいいかどうか、例えば、必要に応じて議会運営委員会に渡して、そこで協議してもらってからこちらで受けるというパターンもありますし、この委員会で全て行うということもあり得るので、そこら辺については次回、皆さんから御意見をいただいて決めていくということかどうかというのが、今、私のほうで提案したところです。

それを協議していきましようということですが、今ここでではなくてということですが。

ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 そのような進め方でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは御異議もございませんので、そのように進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

協議事項（３）今後の進め方については、これで終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、（４）次回の開催日程についてを議題といたします。

ここで、日程調整のため暫時休憩いたします。

午後 ３時 １分 休憩

午後 ３時 ５分 再開

○委員長【加藤仁司君】 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、次回の開催につきましては、1月17日あるいは1月18日の午前10時からとさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

○委員長【加藤仁司君】 以上で、本日の議題につきましては、全て終了いたしましたので、議会改革検討委員会を散会いたします。

午後 3時 6分 散会

議会改革検討委員会提出事項（令和3年11月30日）

1 協議事項

- (1) 委員長の互選について
-

1 協議事項

- (1) 副委員長の互選について
(2) 座席の指定について
(3) 今後の進め方について
(4) 次回開催日程について